

一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和6年2月～ 前計画期間における現状を把握
- 令和6年3月～ 4月からの更新計画期間におけるノー残業デーの実施継続
財団常会（毎月最終月曜日）での職員への周知

目標2：年次有給休暇の取得促進を図る。

<対策>

- 令和6年2月～ 前計画期間における年次有給休暇の取得状況を把握
- 令和6年3月～ 更新計画期間においても年次有給休暇の取得促進の継続
財団常会（毎月最終月曜日）での職員への周知